

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月11日
【四半期会計期間】	第21期第1四半期(自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
【会社名】	株式会社セルシス
【英訳名】	C E L S Y S , Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野 崎 慎 也
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
【電話番号】	03-6820-8006
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 伊 藤 賢
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
【電話番号】	03-6820-8006
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 伊 藤 賢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第20期 第 1 四半期 累計(会計)期間	第21期 第 1 四半期 累計(会計)期間	第20期
会計期間	自 平成21年 11月 1 日 至 平成22年 1 月31日	自 平成22年 11月 1 日 至 平成23年 1 月31日	自 平成21年 11月 1 日 至 平成22年 10月31日
売上高 (千円)	598,679	637,808	2,721,120
経常利益 (千円)	72,094	82,575	504,761
四半期(当期)純利益 (千円)	41,454	46,205	295,388
持分法を適用した 場合の投資損失 () (千円)	6,562	3,707	6,546
資本金 (千円)	758,589	768,552	768,552
発行済株式総数 (株)	30,273	30,611	30,611
純資産額 (千円)	1,902,785	2,192,690	2,175,187
総資産額 (千円)	2,260,211	2,915,189	2,698,064
1 株当たり純資産額 (円)	62,275.29	71,016.84	70,503.14
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	1,370.39	1,509.44	9,740.13
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	1,310.73	1,459.34	9,344.79
1 株当たり配当額 (円)	—	—	1,000
自己資本比率 (%)	83.4	74.6	80.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	169,871	68,374	748,527
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	129,874	179,063	617,532
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	25,471	362,081	6,773
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	407,065	768,152	516,760
従業員数 (名)	122	117	118

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年1月31日現在

従業員数(名)	117[35]
---------	---------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期会計期間の平均人員を[外書]で記載しております。

2 従業員数には、使用人兼務役員1名を含んでおります。

第 2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当第 1 四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日）を適用しておりますが、前年同四半期比につきましては、前年同四半期と比較し実質的にセグメント区分の変更がないため、前年同四半期における事業部門別情報との比較数値を記載しております。

(1) 生産実績

当第 1 四半期会計期間における生産実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
電子書籍サポート事業	107,973	46.8
クリエイターサポート事業	95,557	41.2
合計	203,531	44.0

(注) 1 金額は、当期総製造費用によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第 1 四半期会計期間における仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
電子書籍サポート事業	25,103	56.8
クリエイターサポート事業	10,037	54.6
合計	35,140	56.2

(注) 1 金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当第 1 四半期会計期間における受注実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
電子書籍サポート事業	486,547	102.2	3,099	91.4
クリエイターサポート事業	152,667	117.5	—	—
合計	639,214	105.5	3,099	19.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
電子書籍サポート事業	484,590	101.5
クリエイターサポート事業	153,217	126.2
合計	637,808	106.5

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
KDDI株式会社	124,242	20.8	129,962	20.4
NTTソルマーレ株式会社	63,841	10.7	62,747	9.8

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しておりますが、前年同四半期比につきましては、前年同四半期と比較し実質的にセグメント区分の変更がないため、前年同四半期における事業部門別情報との比較数値を記載しております。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間（平成22年11月1日～平成23年1月31日）におけるわが国経済は、新興国の経済成長に支えられた輸出拡大等により、一部の業種では景気の持ち直し基調が見られたものの、欧米諸国の景気減速懸念や、国内における厳しい雇用環境、円高・デフレ傾向の長期化等、景気の先行きはなお不透明な状況にあります。

こうした状況の下、当社の電子書籍サポート事業の中心である携帯電話市場においては、平成23年1月末で高速データ通信が可能な第三世代携帯電話の契約加入台数が1億1,590万台（前年同月は1億691万台、8.4%増）と、携帯電話総契約数1億1,758万台の98.6%に達する中、iPhoneやAndroid携帯電話に代表されるスマートフォンの出荷台数が大幅に増加しており、消費者がモバイルインターネットを利用する機会が拡大しております。（出所：社団法人電気通信事業者協会発表「携帯電話・PHS契約数」より）

このような経営環境の中、携帯電話でマンガを中心としたコンテンツの閲覧を可能にした総合電子書籍ビューア「BS Reader」（旧「BookSurfing」）を導入するサイト数が、NTTドコモ、au（KDDI）、ソフトバンクの主要3キャリア合計1,120サイト（前年同月比13.9%増）となりました。また、携帯電話で閲覧できる

コンテンツのファイル数は、携帯電子書籍市場全体で758万ファイル以上（前年同月比54.7%増）となっております。

総合電子書籍ビューア「BS Reader」を軸として推進する電子書籍サポート事業につきましては、売上高は484,590千円（前年同期比1.5%増）となりました。

クリエイターをトータルに支援するクリエイターサポート事業につきましては、売上高は153,217千円（前年同期比26.2%増）となりました。なお、イラスト制作ソフトウェア「IllustStudio」及びマンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」等の販売は152,557千円（前年同期比46.4%増）、マルチメディアコンテンツ受託制作業務は660千円（前年同期比96.2%減）となっております。

上記に記載のとおり、第1四半期会計期間における総売上高は637,808千円（前年同期比6.5%増）となりました。利益面では、売上高が堅調に推移したこと、販売費及び一般管理費が低く推移したことにより、第1四半期会計期間における営業利益は83,670千円（前年同期比14.7%増）、経常利益は82,575千円（前年同期比14.5%増）、四半期純利益は46,205千円（前年同期比11.5%増）となりました。

（2）財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ217,125千円増加し2,915,189千円となりました。これは主として、売上債権の回収により売掛金が120,039千円減少したものの、現金及び預金が252,292千円、ソフトウェア等の無形固定資産が62,389千円増加したことによります。

負債につきましては、前事業年度末に比べ199,622千円増加し722,498千円となりました。これは主として、法人税等の納付により未払法人税等が99,451千円減少したものの長期借入金306,456千円増加したことによるものであります。

純資産につきましては、前事業年度末に比べ17,502千円増加し2,192,690千円となりました。これは主として、配当金の支払30,611千円があったものの、四半期純利益46,205千円を計上し利益剰余金が15,594千円増加したことによるものであります。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べ251,392千円増加し、768,152千円となりました。

なお、当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、68,374千円（前年同四半期は169,871千円の獲得）となりました。これは主として、法人税等の支払額130,977千円があったものの、税引前四半期純利益の計上80,357千円、減価償却費93,334千円、売掛金の回収により売上債権の減少額120,039千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、179,063千円（前年同四半期は129,874千円の使用）となりました。これは主として、ソフトウェア等の無形固定資産150,481千円の取得、関連会社株式14,000千円の取得等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、362,081千円（前年同四半期は25,471千円の使用）となりました。これは主として、配当金の支払による支出30,611千円があったものの長期借入金による収入400,000千円があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(当社の対処すべき課題)

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

・財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容について

1. 基本的な考え方

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、判断のための合理的期間の確保をすることが不可欠であると考えております。

以上の考え方に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、本方針の骨子に従った大規模買付ルールを導入を決議いたしました(以下、当社取締役会で決議される当該具体的対応策を「大規模買付ルール」といいます。)当社では、大規模買付ルールの内容を適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式を大規模に買付する場合には、当該買付を行う者には遵守すべき手続があること及び当社が差別的行使条件付新株予約権の無償割当を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策とします。

大規模買付ルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報と判断のための合理的期間を提供するものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

2. 大規模買付ルールの骨子

(1) 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールは、(a)大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報の提供を求め、(b)大規模買付行為につき、当社取締役会による一定の評価期間を確保したうえで、株主の皆様が当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続を定めています。

(2) 対象となる買付等

当社は、平成23年1月28日開催の取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(何れも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針を次のとおり決定いたしました。

大規模買付ルールが対象とする買付等は、次の 又は に該当する買付又はこれに類似する行為とします。

当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等について公開買付に係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

注1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(a)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(b)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等の保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算定にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

基本方針実現のための取組

1. 基本方針の実現に資する取組

当社は、平成3年に設立以降、今日にいたるまで、コンピュータとグラフィックの融合する分野で、パイオニアとなるべく、オリジナリティのある活動を追求してまいりました。これまで、アニメ制作支援ソフトウェア「RETAS STUDIO」、マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」等、アニメ・マンガ環境のデジタル化を推進してきた実績とノウハウをベースに、グラフィックコンテンツ分野におけるトータルソリューションプロバイダーを目指しております。今後も、コンテンツの制作・閲覧環境から、流通支援、そしてコンテンツを通じたコミュニケーションまで、クリエイターの創作活動をIT技術でトータルに支援し、日本が世界に誇るコンテンツ文化を活性化してまいりたいと考えております。当社の持つ経営資源を有効に活用しながらこれらの事業を推進し、更なる業容拡大を実現することで当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させ、様々なステークホルダーとの良好な関係の維持・発展に努めてまいりたいと考えております。また、コーポレートガバナンスの強化として、株主の皆様に対する当社取締役の責任をより一層明確にするため、平成22年1月28日開催の第19回定時株主総会にて、取締役任期を2年から1年に短縮する定款変更を決議いたしました。

2. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組

(1) 大規模買付ルール（買収防衛策）を導入する理由

前述のとおり、当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株主の皆様が特定の者の大規模買付行為を受入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社株主の皆様が大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた必要十分な情報の提供及び大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要であると考えます。

当社は、株主の皆様をはじめ多くのステークホルダーの下で企業活動を行っております。従いまして、大規模買付者のみならず、当社取締役会の双方からの適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、重大な影響を持ちうる大規模買付行為に対して合理的な判断を行ううえで不可欠なものと考えております。

また、昨今の日本市場においては、当社の企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされうる環境であることは否定できないと考えております。そのような環境の中で、当社は、大規模買付者による情報の提供、及び当社取締役会における評価・検討といったプロセスを確保する必要があると考えております。また、当社の企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害と認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社取締役としての責務であると考えております。

当社はこのような考え方にに基づき、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に対する対応策（大規模買付ルール）を制定、導入いたしました。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は最善の対抗措置を検討し実行する方針であります。

なお、本報告書提出日現在、当社に対して特定の第三者からの具体的な買収提案を提示されている事実はありません。

（２）大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、(a)大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(b)それに基づいて当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

大規模買付情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上述の意向表明書を受領後５営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき大規模買付情報の項目の一覧を大規模買付者に交付します。大規模買付情報の主な項目は、次のとおりです。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた大規模買付情報について、特別委員会（詳細は後述）からの勧告を最大限尊重し、その内容を精査し検討をした結果、客観的かつ合理的な見地から、それだけでは情報が不十分であると判断した場合、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで、当社取締役会が追加的に指定した情報の提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付者から十分な情報が提供されたと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

大規模買付者及びそのグループの内容

大規模買付行為の目的及び内容

当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者及びそのグループに供給している個人、法人等の概要

大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等

また、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報のうち、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断したものについては、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

当社取締役会による大規模買付情報の検討期間

次に、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値や株主共同の利益に資するものか否かを判断するにあたり、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会としての評価、意見形成及び代替案の立案等を行います。そのためには、当社取締役会が当該大規模買付者から十分な情報が提供されたと判断した旨を開示した時点から起算して、以下に示すような時間的猶予（以下、「取締役会評価期間」といいます。）が必要であると考えことから、大規模買付行為は、当社取締役会の意見公表後、又は取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日間

その他の買付の場合は90日間

（３）大規模買付行為が為された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当該買付提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、以下の から に掲げた、大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主全体の利益を著しく損なうことが明らかであると認められる場合で、かつ形式的に該当するだけでなく実質的に以下の から に該当する場合にのみ対抗措置の発動を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗策のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙のとおりとします。

真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引取らせる目的であると判断された場合

当社の経営を一時的に支配し当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合

最初の買付で全株式の買付の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付を行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

買付の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係人に対する対応方針等を含みます）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付である場合

当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付であると判断される場合

当該大規模買付行為が株主共同の利益又は企業価値を損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値及び当社の株主共同の利益に与える影響を検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重し、監査役全員の賛同を得たうえで決定

することとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社の株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会からの勧告を最大限尊重し、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認めるものを行行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善の対抗措置と判断したものを選択いたします。

例えば、具体的対抗措置として、当社取締役会が一定の基準日現在の当社株主の皆様に対し株式分割を行うことを選択した場合には、当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。

また、具体的対抗措置として、株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、大規模買付者以外の株主に対して割当をすること、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

・ 具体的取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 特別委員会の設置

大規模買付者が出現した場合、当社は、本方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として、特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正普遍の態度で中立的な判断を可能とするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。なお、本報告書提出日時点において、当社では社外取締役を置いておりません。

本方針が、企業価値・株主共同の利益の確保及びその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、本方針に係る重要な判断（大規模買付者から提供された大規模買付情報が十分か否かの判断、大規模買付ルールが遵守されている場合における大規模買付行為が当社の企業価値や株主共同の利益に資するものか否かの判断、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の可否の判断、発動する対抗措置の内容の決定、及び発動した対抗措置の中止・撤回の決定等）に際しては、当社取締役会は特別委員会に諮問することとしております。特別委員会は諮問を受けた事項について当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。

2. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社の株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。しかし、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法律権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則にしたがって、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、株式分割及び新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続は特にありません。ただし、株主名簿への記録未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する株式分割基準日まで株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

新株予約権の発行又は行使につきましては、新株予約権又は新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記録未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し、公告する割当期日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

なお、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、(a)大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、又は、(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を維持することの是非について、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

当社取締役会は、検討の結果、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと最終的に判断するにいたった場合には、発動した対抗措置を中止又は撤回するものとします。当社取締役会が、対抗措置の中止又は撤回に伴い、新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

3. 大規模買付ルールの有効期限

本方針は、当社取締役会において全取締役の賛成により決議されましたが、当該取締役会には、当社監査役3名全員が出席し、何れの監査役も、本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本方針を変更し、又は新たな対応策等を導入することがあります。

本方針は、平成23年1月28日開催の当社取締役会の決議をもって同日より発行することとし、有効期限は平成24年1月開催予定の当社第21回定時株主総会終結後に最初に開催される当社取締役会の日までとします。また、同定時株主総会終結後に最初に開催される当社取締役会において、本方針を継続することを決議した場合には、かかる有効期限はさらに翌年度の当社定時株主総会終結後最初に開催される当社取締役会の日まで延長され、以後も同様の取扱いとします。また、有効期限満了前であっても、本方針は、当社取締役会の決議により廃止又は変更されることがあります。当社取締役会は、本方針を継続、廃止及び変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。

・本方針の合理性及び公正性

当社では、上記の大規模買付ルール及びそれに伴う対抗措置は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足するものであり、合理性及び公正性が認められるものと考えております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容となっております。

企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上

本方針は、上記「大規模買付ルールの内容」の項で述べたとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供とそれを判断する時間の確保を求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて当社株主の皆様の適切な判断を可能とするものであり、究極的には当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、その適切な判断に資するべく、本方針を予め開示するものです。

株主意思の尊重

本方針は、平成19年1月30日開催の当社第16回定時株主総会において承認を得ております。また、当社取締役会は、本方針を継続、廃止及び変更することを決定した場合には、当社株主の皆様に対しその旨を速やかにお知らせいたします。

特別委員会の設置及び意見の取得

当社取締役会は、本方針に係る重要な判断に関して特別委員会の勧告を得たうえで本方針の実施を行います。当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。これらにより、当社取締役会の恣意的判断が行われる可能性を排除し、また、客観性及び合理性がより強く担保されることとなります。

デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、前述の「大規模買付ルールの有効期限」に記載のとおり、当社取締役会の決議により、いつでも廃止することができるのであり、デッドハンド型（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止又は不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用しておりませんので、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

また、以上のことから、本プランが基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

別紙

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社取締役会において大規模買付者と判断する株主を除く。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる（以下、本方針に基づき割り当てる新株予約権を「本新株予約権」という。）。

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する本新株予約権の総数

本新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の無償割当に際して、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。また、当社は、本新株予約権の無償割当に際して当社取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者が保有する本新株予約権及び当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けたものが保有する本新株予約権以外の本新株予約権を、本新株予約権1個当たり当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として取得することができる。ただし、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとする。

8. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間、行使条件、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,000
計	114,000

【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年 1 月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年 3 月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,611	30,611	東京証券取引所 (市場第二部)	当社は単元株式制度は 採用しておりません。
計	30,611	30,611	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年 3 月 1 日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権等のストック・オプションの権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 当社は、平成22年11月 4 日に東京証券取引所市場第二部に株式を上場いたしました。

3 当社は、平成23年 1 月25日に名古屋証券取引所セントレックス市場に上場中の株式につき、上場廃止いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストック・オプション）に関する事項

臨時株主総会の特別決議日（平成13年 8 月22日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 1 月31日)
新株予約権の数（個）	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	36
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334
新株予約権の行使期間	平成15年 9 月 1 日～平成23年 8 月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者が、当社の取締役又は従業員たる 地位を失った場合、これを行行使することはできない。また、 権利を付与された者が死亡した場合は、その相続人がこれ を行行使することはできない。 その他、権利行使の条件は、本株主総会及び取締役会決議 に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受 権付与契約」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、 質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
--------------------------	---

- (注) 1 平成13年 8 月22日開催の臨時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を182株とする旨決議し、平成13年 8 月22日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を182株といたしました。また、新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
- 2 平成18年 8 月 8 日開催の取締役会決議により、平成18年 9 月 5 日付けで 1 株を 3 株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 新株予約権の権利付与日以降、株式分割又は株式併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストック・オプション）に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成14年 1 月30日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 1 月31日)
新株予約権の数（個）	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	57
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334
新株予約権の行使期間	平成16年 2 月 1 日～平成24年 1 月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者が、当社の取締役又は従業員たる地位を失った場合、これを行使することはできない。また、権利を付与された者が死亡した場合は、その相続人がこれを行使することはできない。 その他、権利行使の条件は、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 平成14年 1 月30日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を134株とする旨決議し、平成14年 1 月30日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を134株といたしました。また、新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
- 2 平成18年 8 月 8 日開催の取締役会決議により、平成18年 9 月 5 日付けで 1 株を 3 株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が、それぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 新株予約権の権利付与日以降、株式分割又は株式併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成16年 1 月28日）	
	第 1 四半期会計期間末現在 (平成23年 1 月31日)
新株予約権の数（個）	99
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	297
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334
新株予約権の行使期間	平成18年 2 月 1 日～平成26年 1 月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 平成16年 1 月28日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を200株とする旨決議し、平成16年 7 月16日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を189株といたしました。また、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。
- 2 平成18年 8 月 8 日開催の取締役会決議により、平成18年 9 月 5 日付けで 1 株を 3 株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 4 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成16年1月28日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権の数（個）	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日～平成26年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社と協力関係にあることを要する。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 平成16年1月28日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を200株とする旨決議し、平成16年7月16日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を5株といたしました。
- 2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 4 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

臨時株主総会の特別決議日（平成17年2月16日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権の数（個）	271
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	813
新株予約権の行使時の払込金額（円）	53,334
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日～平成27年2月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 53,334 資本組入額 26,667
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 平成17年2月16日開催の臨時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を600株とする旨決議し、平成17年10月21日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を600株といたしました。また、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。
- 2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 4 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項

定時株主総会の特別決議日（平成18年1月25日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権の数（個）	218
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	654
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80,000
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日～平成28年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 平成18年1月25日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株とする旨決議し、平成18年7月28日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を300株といたしました。
- 2 平成18年8月8日開催の取締役会決議により、平成18年9月5日付けで1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されておりますが、上記表の記載内容は当該調整を反映済みであります。
- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。
- 4 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく株主総会特別決議によるもの

定時株主総会の特別決議日（平成19年1月30日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	160
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	160
新株予約権の行使時の払込金額（円）	139,555
新株予約権の行使期間	平成19年11月26日～平成28年11月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 139,555 資本組入額 69,778
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 平成19年1月30日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の上限を200株とする旨決議し、平成19年11月22日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を200株といたしました。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 3 払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社名古屋証券取引所の当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく株主総会特別決議によるもの

定時株主総会の特別決議日（平成22年1月28日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年1月31日）
新株予約権の数（個）	196
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	196
新株予約権の行使時の払込金額（円）	119,000
新株予約権の行使期間	平成24年11月15日～平成31年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 119,000 資本組入額 59,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社取締役又は従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。 その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- （注）1 平成22年1月28日開催の定時株主総会決議により新株予約権の目的となる株式の上限を200株とする旨決議し、平成22年11月12日開催の取締役会決議により発行する新株予約権の目的となる株式の数を200株といたしました。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 3 払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社名古屋証券取引所の当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とします。
- なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとし、ます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年11月1日～ 平成23年1月31日	—	30,611	—	768,552	—	520,149

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,611	30,611	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。なお、単元株式制度は採用しておりません。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	30,611	—	—
総株主の議決権	—	30,611	—

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年11月	平成22年12月	平成23年1月
最高(円)	136,500 137,800	163,000	200,000
最低(円)	108,000 103,000	113,400	131,100

(注) 1 当社は、平成22年11月4日に東京証券取引所市場第二部に株式を上場いたしました。

2 当社は、平成23年1月25日に名古屋証券取引所セントレックス市場に上場中の株式につき、上場廃止いたしました。

3 株価は、東京証券取引所におけるものであります。なお、最高・最低株価のうち、は名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年1月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	823,042	570,749
売掛金	574,045	694,085
製品	10,509	18,506
原材料	38,722	34,373
貯蔵品	30,829	34,439
前渡金	19,784	20,451
前払費用	29,611	20,292
繰延税金資産	53,008	53,008
その他	15,900	7,576
貸倒引当金	22,680	22,995
流動資産合計	1,572,773	1,430,487
固定資産		
有形固定資産		
建物	54,837	54,837
減価償却累計額	21,990	20,450
建物（純額）	32,846	34,387
工具、器具及び備品	178,930	177,891
減価償却累計額	153,205	149,177
工具、器具及び備品（純額）	25,724	28,713
有形固定資産合計	58,571	63,101
無形固定資産		
特許権	8,723	9,125
商標権	7,682	6,597
ソフトウェア	907,067	841,821
ソフトウェア仮勘定	154	3,096
その他	8,375	8,970
無形固定資産合計	932,002	869,612
投資その他の資産		
投資有価証券	117,130	111,300
関係会社株式	89,772	75,772
敷金及び保証金	120,220	123,070
繰延税金資産	24,719	24,719
投資その他の資産合計	351,842	334,862
固定資産合計	1,342,416	1,267,576
資産合計	2,915,189	2,698,064

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年1月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	117,012	130,197
1年内返済予定の長期借入金	86,236	-
未払金	30,071	71,967
未払費用	48,553	80,439
未払法人税等	36,287	135,738
未払消費税等	12,719	15,313
前受金	13,865	14,819
預り金	11,855	17,805
返品調整引当金	3,392	3,756
流動負債合計	359,994	470,038
固定負債		
長期借入金	306,456	-
退職給付引当金	56,048	52,838
固定負債合計	362,504	52,838
負債合計	722,498	522,876
純資産の部		
株主資本		
資本金	768,552	768,552
資本剰余金		
資本準備金	520,149	520,149
資本剰余金合計	520,149	520,149
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	887,451	871,856
利益剰余金合計	887,451	871,856
株主資本合計	2,176,153	2,160,558
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,257	2,387
評価・換算差額等合計	2,257	2,387
新株予約権	18,794	17,016
純資産合計	2,192,690	2,175,187
負債純資産合計	2,915,189	2,698,064

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)
売上高	598,679	637,808
売上原価	336,983	373,605
売上総利益	261,696	264,202
返品調整引当金戻入額	10,486	3,756
返品調整引当金繰入額	6,058	3,392
差引売上総利益	266,125	264,566
販売費及び一般管理費	193,183	180,896
営業利益	72,941	83,670
営業外収益		
受取利息	17	6
その他	0	1
営業外収益合計	18	7
営業外費用		
支払利息	-	341
為替差損	215	117
株式交付費	110	-
特許権償却費	402	402
商標権償却費	137	240
営業外費用合計	865	1,101
経常利益	72,094	82,575
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	315
特別利益合計	-	315
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,533
特別損失合計	-	2,533
税引前四半期純利益	72,094	80,357
法人税等	30,640	34,152
四半期純利益	41,454	46,205

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	72,094	80,357
減価償却費	69,445	93,334
株式報酬費用	-	1,778
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,533
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,134	315
返品調整引当金の増減額（は減少）	4,428	363
退職給付引当金の増減額（は減少）	3,003	3,210
受取利息	17	6
支払利息	-	341
株式交付費	110	-
特許権償却費	402	402
商標権償却費	137	240
売上債権の増減額（は増加）	185,735	120,039
たな卸資産の増減額（は増加）	4,865	7,258
仕入債務の増減額（は減少）	8,618	13,184
未払金の増減額（は減少）	5,996	34,953
前受金の増減額（は減少）	62	953
その他の資産の増減額（は増加）	295	16,835
その他の負債の増減額（は減少）	18,989	43,056
小計	327,750	199,828
利息の受取額	17	6
利息の支払額	-	482
法人税等の支払額	157,896	130,977
営業活動によるキャッシュ・フロー	169,871	68,374
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	900	900
有形固定資産の取得による支出	2,703	7,981
無形固定資産の取得による支出	124,371	150,481
投資有価証券の取得による支出	1,900	5,700
関係会社株式の取得による支出	-	14,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	129,874	179,063
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	400,000
長期借入金の返済による支出	-	7,308
株式の発行による収入	1,744	-
配当金の支払額	27,216	30,611
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,471	362,081
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	14,525	251,392
現金及び現金同等物の期首残高	392,539	516,760
現金及び現金同等物の四半期末残高	407,065	768,152

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準等の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ316千円減少し、税引前四半期純利益は2,850千円減少しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
税金費用の計算	当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
給与手当及び賞与 58,421千円	給与手当及び賞与 54,909千円
退職給付費用 983千円	退職給付費用 956千円
貸倒引当金繰入額 1,134千円	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高 と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成22年1月31日現在)	現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高 と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成23年1月31日現在)
現金及び預金 458,274千円	現金及び預金 823,042千円
預入期間が3か月超の定期預金 51,209千円	預入期間が3か月超の定期預金 54,889千円
現金及び現金同等物 407,065千円	現金及び現金同等物 768,152千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年1月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年11月1日至平成23年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	30,611

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の四半期会計期間末残高

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末残高(千円)
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	18,794

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年1月28日 定時株主総会	普通株式	30,611	1,000	平成22年10月31日	平成23年1月31日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(金融商品関係)

著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	75,772	89,772
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	12,893	23,201
持分法を適用した場合の投資損失の金額(千円)	6,562	3,707

(ストック・オプション等関係)

四半期財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は事業別セグメントから構成されており、電子書籍サポート事業及びクリエイターサポート事業の2つを報告セグメントとしております。

[各区分の主な製品、サービス]

電子書籍サポート事業におきましては、携帯電話を始めとする各種プラットフォームへ、総合電子書籍ビューア「BS Reader」(旧「BookSurfing」)を中心とした電子書籍配信ソリューションを提供いたしております。また、マンガ等の出版物を携帯端末向けに加工するための統合制作ソフトウェア「BS BookStudio」(旧「ComicStudioEnterprise」)の開発及び販売(貸与)や、コンテンツ配信用のデータサーバー「ComicDC」の開発及び提供等も行っております。

クリエイターサポート事業におきましては、アニメ制作支援ソフトウェア「RETAS STUDIO」、マンガ制作ソフトウェア「ComicStudio」、イラスト制作ソフトウェア「IllustStudio」等の制作ソフトウェアの開発・販売を行っております。また、インターネットを通じて、イラスト、マンガ、アニメ、小説を制作するクリエイターの創作活動をトータルに応援するサイト「CLIP」を運営しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	電子書籍サポート事業	クリエイターサポート事業	
売上高			
外部顧客への売上高	484,590	153,217	637,808
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	484,590	153,217	637,808
セグメント利益又は損失()	158,943	75,273	83,670

(注) セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメント利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年1月31日)	前事業年度末 (平成22年10月31日)
71,016円84銭	70,503円14銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額 1,370円39銭	1株当たり四半期純利益金額 1,509円44銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 1,310円73銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 1,459円34銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	41,454	46,205
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	41,454	46,205
普通株式の期中平均株式数(株)	30,250	30,611
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,377	1,051
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式につ いて前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年10月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 3 月12日

株式会社セルシス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 和 巳 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 淳 史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシスの平成21年11月1日から平成22年10月31日までの第20期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシスの平成22年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 3 月11日

株式会社セルシス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 淳 史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシスの平成22年11月1日から平成23年10月31日までの第21期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシスの平成23年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。